

令和4年度川崎市商業者PR事業委託業務企画提案実施要領

1 はじめに

本市では、これまで、商店街の魅力ある店舗の周知等を目的として、商店街で新たに開業した事業者からビジネスモデルを公募し、審査によって選定された優れた店舗を表彰する「川崎市空き店舗活用アワード事業」を実施してきた。しかしながら、市内には、まだ多くの魅力あふれる店舗があるにもかかわらず、効果的なPRができていないことで、市民に知られていない状況がある。

本業務は、地域の民間事業者の情報収集力・ネットワークを活用し、意欲ある事業者の認知度向上を目的に、市内の優れた個店・商品を発掘しながら、市民参加型でのイベントを実施し、募集から投票、公表まで、複数回に渡り参加店舗の露出度を上げるため、広くPRを行うもの。

事業の実施にあたり、地域の民間事業者が有する企画力・ネットワーク・柔軟な発想などを活用し、継続的かつ実効のある事業展開を図るため、公募型企画提案方式での委託事業者の選定を実施する。

2 公募の概要

(1) 業務の名称

令和4年度川崎市商業者PR事業委託業務

(2) 業務内容

本業務は、地域の民間事業者の情報収集力・ネットワークを活用し、意欲ある事業者の認知度向上を目的に、市内の優れた個店・商品を発掘しながら、市民参加型でのイベントを実施し、募集から投票、公表まで、複数回に渡り参加店舗の露出度を上げるため、広くPRを行うもの。詳細は別紙仕様書のとおり。

(3) 事業実施期間

契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

(4) 事業規模概算額

3,613,000円（消費税及び地方消費税含む）

(5) 選定方式

公募型企画提案方式による提案審査とし、提案団体から審査員に対し企画内容を説明する「企画提案説明会」を開催の上、提出書類の審査及びプレゼンテーション審査を行い、採択者を決定します。なお、公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となります。

※説明会では電子データ（Power Point もしくは PDF）による説明を希望する場合は、市が用意するノートPCとモニターを利用することができます。ただし、インターネット環境はありません。なお、その他の機器類の持ち込み等はできません。

(6) 企画提案書類の提出期限

参加意向申出書：令和4年6月24日（金）17時必着

企画提案書：令和4年7月7日（木）17時必着

3 企画提案への参加受付

(1) 参加者の資格要件

次の条件をすべて満たしていること

ア 本業務に類似する業務に関するノウハウと官公庁における実績がある者

(ア)法人格を有する者

(イ)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立
がなされていない者

イ NPO 法人においては、特定非営利活動促進法第 2 条別表 19（前各号に掲げる活動
を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）に該当する活動を行
う者、その他の法人においては定款等により同様の事業目的が確認できる者

ウ 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でない者

エ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

オ 令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99 その他業務」の
種目「01 イベント」、「08 広告代理」、「99 その他」のいずれかに登録がある者

※ただし、参加意向申出書提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る
所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録する
ことを前提として登録申請しているものと同等に扱うものとする。

カ 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

キ 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員
等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

ク 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 条）第 23 条第 1 項又は
第 2 項の規定に違反しない者

(2) 参加意向申出

ア 提出書類

この企画提案に参加を希望する事業者は、次により参加意向申出書を提出してく
ださい。

(ア) 参加意向申出書（様式 1）

(イ) 企業概要（任意様式）

パンフレット等提案者の組織概要が分かるもの

(ウ) 類似業務の実績を説明するもの（任意様式）

件名、業務内容、発注元、金額を記載してください。

本市からの類似業務の受託実績がある場合は、必ず記載してください。

イ 提出方法

事前連絡の上、郵送又は電子メールにより提出してください。

※郵送での提出の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りです。

※電子メールでの提出の場合、送信後に担当部局に到達したことを確認してください。

ウ 提出先及び問合せ先

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当
川崎市川崎区駅前本町1番地2 川崎フロンティアビル 10階
電話：044-200-2356
E-mail：28syogyo@city.kawasaki.jp

エ 提出期限

令和4年6月24日（金）17時必着

(3) 参加資格確認通知

参加者の資格要件に基づく審査を行った結果、令和4年6月20日（月）までに参加資格確認通知の写しを電子メールで送付し、原本は後日郵送します。（予定）

(4) 質問書の受付

企画提案に関する質問は、文書（任意様式）により行うものとし、電子メールにより提出してください。

ア 提出先

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当
E-mail：28syogyo@city.kawasaki.jp

イ 提出期限

令和4年6月29日（水）17時まで

ウ 回答方法

質問者を含めたすべての参加登録者に対して、令和4年7月1日（金）までに電子メールで回答いたします。（予定）

4 企画提案書提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）【8部】

A4版とし、表紙を除き20頁以内で作成してください。

概念図やフロー図などを活用し、分かりやすい表現となるよう留意してください。

イ 添付書類（任意様式）【各8部】

(ア) 提案者概要（企業パンフレット等）

(イ) 業務実施体制（組織体制、実施責任者、担当者等を記載）

(ウ) 類似業務の実績（件名、業務内容、発注元、金額を記載）

(エ) 所要経費・概算見積書

※「企画提案審査会」の当日、市が用意するノートPCとモニター（1台）による説明を希望する場合は、上記の提出書類に加え、書類データ一式を15MB以下の電子データ（PowerPoint もしくは PDF）1つにまとめたものを保存したCD-Rを別途提出してください。

ウ 提出書類の取り扱い

(ア) 提出書類は返却しません。

(イ) 提出期限後は、提出書類の差し替え、追加は認めません。

(ウ) 提出書類の受領後、本市で必要があると判断した場合は、補足資料を求めることがあります。

(2) 提出方法

事前連絡の上、原則として郵送により提出してください。

※書留郵便等の配達記録が残る方法で送付してください。

ア 提出先

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

川崎市川崎区駅前本町1-1番地2 川崎フロンティアビル 10階

電話：044-200-2356

E-mail：28syogyo@city.kawasaki.jp

イ 提出期限

令和4年7月7日（木）17時必着

(3) 企画提案に求める内容

企画提案書には、次の事項を盛り込んでください。

ア 実施コンセプト

(ア) 事業全体のコンセプト

イ 事業実施体制

(ア) 今回の業務に対する基本姿勢

(イ) 今回の業務に向けた提案者の有する知見、セールスポイント等

(ウ) 本事業全体の実施体制について、円滑に事業が実施できる体制

ウ 事業内容

(ア) 募集段階

グランプリの開催及び参加店舗募集についての効果的なPR手法

魅力あふれる個店の発掘、参加促進についての具体的な手法

(イ) 1次投票段階

WEB投票への参加促進についての具体的な手法

(ウ) 2次投票・審査段階

1次投票を通過した店舗の魅力を多くの市民等に伝える手法

実際の店舗利用につなげるために、顧客を誘導する手法

(エ) 結果公表段階

結果を多くの市民等に伝える手法

グランプリ等の受賞店舗の魅力を多くの市民等に伝える手法

(オ) その他

参加者アンケート（参加店舗及び参加市民）の実施手法

エ 事業予算

(ア) 経済性・効率性を踏まえた見積金額

5 公募のスケジュール

仕様書・実施要領の公表	令和4年6月13日(月)
参加意向申出書の受付期限	令和4年6月24日(金)17時必着
参加資格要件の確認通知	令和4年6月27日(月)まで
質問書の受付期間	令和4年6月29日(水)17時まで
質問書に対する回答	令和4年7月1日(金)まで
企画提案書の受付期限	令和4年7月7日(木)17時必着
企画提案審査会の実施	令和4年7月12日(火)(予定)
審査結果の通知発送	令和4年7月14日(木)(予定)
契約	令和4年7月中旬(予定)

6 選定方法

(1) 選定方法・審査体制

川崎市経済労働局内に企画提案の審査会を設け、書類及びプレゼンテーション審査により企画提案の審査を行い、参加者の中から最優秀者を選定します。

また、基準点は、満点の6割とし、基準点以上の業者について適正と判断します。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で業者を選定するものとします。

(ア) 1位の点数をつけた委員が多い提案を採用する。

(イ) (ア) で選定されない場合、各提案において1番高い点数と1番低い点数を除外した合計得点が高い提案を採用する。

(ウ) (イ) で選定されない場合、見積もり金額が低い提案を採用する。

(2) 審査基準

	審査項目		審査の視点	配点
ア	実施コンセプト	企画提案の視点	・事業目的を十分に理解し、成果が見込める、仕様に沿った提案となっているか	15
イ	事業実施体制	実績・体制	・事業実施に必要な専門知識・実績を有しているか	10
		取組意欲・積極性	・円滑に事業が遂行できる体制を構築しているか	10
ウ	事業内容	提案内容の具体性	・グランプリの開催や店舗の魅力を多くの市民等に効果的にPRする具体的な提案となっているか ・魅力あふれる個店を発掘し、その多くの個店の参加が期待できる具体的な提案となっているか	20
		提案内容の工夫	・提案者の強みを生かした工夫(独創性)がみられるか	20
		提案内容の実行可能性	・十分に実行が可能な方法となっているか	10
エ	事業予算	経済性・効率性	・企画提案内容に対して、見積金額が妥当なものであるか、無駄がないか	5

合計 100

(3) 企画提案審査会の実施

ア 企画提案の事業者プレゼンテーション審査会を行います。

日時：令和4年7月12日(火)10時～(予定)

場所：川崎フロンティアビル6階会議室(予定)

※時刻等、詳細事項については、各事業者へ別途連絡いたします。

イ 内容等

事前に提出されている提出書類に基づいて、提案説明15分以内、質疑応答10分程度で提案を行っていただきます。(提案説明・質疑の時間は変更する場合があります。)

ウ 企画提案審査会についての注意点

(ア) インターネット環境はありません。

(イ) プロジェクター、モニター等の機器は利用できますので、事前に御連絡ください。

(ウ) 提案会の当日に資料等を追加することはできません。

(エ) 1社あたりの出席は2名以内としてください。

(オ) 原則、当該業務に携わると想定される担当者が出席し、説明を行ってください。

(カ) 新型コロナウイルス感染症の状況により、提出された書類による書面審査等に変更する場合があります。

(4) 選定結果の通知

選定後、速やかに各事業者あてに郵送で通知します(令和4年7月14日(木)発送予定)。なお、選定結果等の電話・電子メール等での直接のお問い合わせには、応じられませんので御了承ください。

(5) 企画提案参加の意思確認

ア 契約締結までは、企画提案を辞退することができます。

イ 辞退にあたっては、書面(任意様式)により、申し出てください。

ウ 契約締結前に採択事業者の辞退があった場合は、第2順位以降で高順位の事業者を繰り上げて採択するものとします。

7 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

(1) 提出書類が提出期限内に提出されなかった場合

(2) 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合

(3) 他の参加者の協力者となった場合

(4) その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

8 その他の留意事項

(1) 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。企画提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとします。

- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (3) 審査会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなります。
- (4) 企画提案書は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。
- (5) 提案書類等における使用言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨を使用してください。
- (6) 業務の実施にあたっては、本事業の委託契約約款を遵守していただきます。
- (7) 原則として、事業に要した経費は事業終了後に行う完了検査後に一括払いします。
- (8) 川崎市では、個人情報保護のため、その適正な取扱いに関し必要な事項、保有する個人情報の本人開示及び訂正を請求する権利を川崎市個人情報保護条例で定めることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図っています。条例第 14 条第 1 項には、個人情報を扱う事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、本事業の受託者についても同条の規定が適用されます。
- (9) その他、業務の実施に必要な事項については、本市と受託者で協議の上、定めることとします。